

令和7年第14回厚岸町教育委員会会議録		
招集	日 時	令和7年10月21日 午前10時00分
	場 所	厚岸町役場 2階 庁議室
開会日時	令和7年10月21日 午前10時00分	
閉会日時	令和7年10月21日 午前10時17分	
出席委員	田辺正保	
	濱秀利	
	森脇直美	
	成澤幸恵	
欠席委員		
会議録署名	教育長	滝川敦善
委員	委員	森脇直美
会議出席者	教育長	滝川敦善
	事務局職員	管理課長 諸井公 指導室長 藏光貴弘 生涯学習課長 車塚洋 厚岸情報館長 川原田恵 海事記念館長 菅原卓己 B&G海洋センター所長 千葉隆行 管理課補佐兼総務係長 余西弘希
	その他の者	

議事日程

日程	議案番号	付議事件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議案)	
	議案第48号	厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動について
	議案第49号	厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて
	議案第50号	湖北地区学校運営協議会委員の任命について
	議案第51号	教育財産の用途廃止について
6		閉会

令和7年第14回厚岸町教育委員会

令和7年10月21日
午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和7年第14回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

(はい。の声)

●教育長 日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、10月21日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日10月21日の1日間といたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。令和7年9月30日に開会した第13回教育委員会の会議録の承認についてでありますが、会議録署名委員の濱委員、私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第18条の規定により、森脇委員を指名いたします。

(はい。の声)

●教育長　　日程第5、議案第48号「厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動について」についてを議題いたします。

職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長　　ただ今上程いただきました、
議案第48号「厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動について」

その内容と提案理由についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧願います。

厚岸町教育委員会職員の人事について決定いたしたく、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号の規定により、本案を提出するものであります。

2ページの別紙をご覧願います。

退職予定者であります。

厚岸町への出向。生涯学習課海事記念館学芸員の川守葉月であります。

川守学芸員につきましては、本年8月13日付で、自己都合による退職願が提出されましたので、厚岸町へ出向し、「令和7年10月31日付け」で退職となる予定となっております。以上簡単でありますが、議案第48号「厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動について」の提案理由とさせていただきます。

ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

●教育長　　内容は「厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動について」についてであります。

●教育長 これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第49号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第49号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。議案書3ページをお開き願います。

厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程において、教育委員会事務局の職名及び定数、教育機関の施設ごとの職名及び定数を規定しており、人事異動や組織見直しによりその定数等に変更が生じるときに改正をしております。

改正内容につきましては、別にお配りしております説明資料1ページ、議案第49号説明資料「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令新旧対照表」でご説明いたします。

●管理課長 厚岸町教育委員会の定数は、厚岸町職員定数条例第2条に規定する別表により37名とされております。この度の令和7年10月31日付け人事異動により、海事記念館学芸員が退職することから、厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程している「2項教育機関」の「第2号海事記念館」の「学芸員を1」に改正する内容であります。

議案書4ページをご覧願います。附則であります。この訓令は、令和7年11月1日から施行するものであります。

以上簡単ですが、議案第49号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」のご説明とさせていただきます。

ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

●教育長 内容は、「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正することについて」であります。これから質疑を行います。ありませんか。

●田辺委員 今回の職別定数規程の改正は、今、説明にありましたように、人事異動の議案に伴うものであると。最近は、異動があるたびに訓令を改正しているようだが、必ずしも定数規程については、実数ではなくとも良いと思いますが、今後も都度、訓令を改正する考えなのか。今回、自己都合で退職する方に合わせた改正だと思うが、補充については考えていませんか。もし考えているのであれば、いわゆる補充の部分に枠を残す考え方ができるかと思いますが、いかがですか。

●管理課長 質疑が2点あったかと思います。1点目の定数が37名で定数に対して変更があるたびに規程の改正は必要であるかについてですが、実は、以前に委員が仰った感じの、今後の職員配置を見込んだ定数による改正をさせていただいたことはございます。その後、町長部局に確認したところ、町長部局についても、職員配置が変更するたびに規程を改正しているとのことですので、厚岸町として統一化を図るべきとのことで、配置人数が変わるたびに訓令を改正することとしております。そのため、急に辞めるんだ、とのことがあった場合には、持ち回りによる教育委員会の開催をさせていただいておりますのでご理解願います。2点目については、生涯学習課長より答弁させていただきます。

●生涯学習課長 2点目の今後の補充も問題につきましては、私どもの海事記念館としましては、学芸員ということで、現在、歴史系の学芸員と、今回退職する天文学系の学芸員ということで、館としましては、専門職学芸員を採用する方向で職員係と話をしております。

ただ、学芸員ということになると、なかなか手を上げていただく方が少ないという部分で学芸員もしくは、天文に関係するところで従事している方、経験者の方、そういう幅を持たせて、今採用を進めていようとしているところでございます。今後、学芸員もしくはそれに相当する職員を募集するということで考えております。

●教育長 よろしいでしょうか。

(はい。の声)

●教育長 その他ございませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第50号「湖北地区学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第50号「湖北地区学校運営協議会委員の任命について」、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

議案書5ページをご覧願います。

湖北地区学校運営協議会委員については、11名の委員で構成されておりますが、厚岸町学校運営協議会規則第8条第1項に規定する3号委員村上浩司委員が町外転出により同委員に欠員が生じたため、同規則第8条第1項及び第3項の規定により、新たに委員を委嘱いたしましたく本議案を提出するものであります。

委嘱する者であります。

1、氏名等であります。運営に資する活動を行う者、瀬谷一志氏、厚岸警察署署員であります。なお、生年月日、住所については記載のとおりでございますので省略させて

●管理課長 いただきます。

2、任期であります。任期は、令和7年10月21日から令和8年3月31日までで、前任者の残任期間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第50号「湖北地区学校運営協議会委員の任命について」の説明とさせていただきます。

ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

●教育長 内容は、湖北地区学校運営協議会委員の任命についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なしの声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第51号「教育財産の用途廃止について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第51号「教育財産の用途廃止について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

●管理課長 議案書 6 ページをご覧願います。

このたび用途廃止する教育財産は、厚岸町住の江2丁目82番地にある教職員住宅114号であります。用途廃止する建物でありますが、1の行政財産（公有・教育財産）廃止一覧の表に記載しております1棟であります。

括弧1の建物であります。住宅番号114号。面積は49.68平方メートル、構造はコンクリートブロック造平屋建で、昭和41年に建築した建物であります。

括弧2の土地であります。所在地は、厚岸郡厚岸町住の江2丁目82番地、面積は117.41平方メートルであります。

当該教員住宅は、長期間、入居者がなく、老朽化も激しいため住宅として利用は見込めない状況にありました。老朽化していることから、倒壊や屋根などの建材の飛散を未然に防ぐため解体し、教育財産から廃止したく本案を提出するものであります。2 建物の配置等であります、7ページから8ページの住宅となっております。教育委員会が管理している教員住宅は、現在53戸ございますが、この内、現段階で入居している戸数は、39戸となっています。残り、空き住宅14戸のうち、現在、入居が見込めない住宅は2戸あり、教育委員会としましては、順次、解体除去し、廃止を進めていきたいと考えております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第51号「教育財産の用途廃止について」の説明とさせていただきますので、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

●教育長 内容は、教育財産の用途廃止についてであります。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なしの声)

●教育長 ではそのように決定いたします。それでは総括的に何かございますでしょうか。

(ありません。の声)

●教育長 よろしいですか。では、以上を持ちまして、本日の会議議題は全て終了しました。これをもって、第14回教育委員会を閉会いたします。